

お出かけ タクシー

高齢者が、買い物や通院などでタクシーを利用した場合、その料金の半額相当を助成します。

対象者

- 次のすべての項目に該当するかた
- 皆野町に住所を有する70歳以上のかた
- 自動車運転免許証を持たないかた(二輪運転免許証を除く)
- 町税及び使用料などの滞納がないかた

対象地区

町内全域

助成内容

利用したタクシー運賃の半額相当を、町が交付する利用券により助成します。

利用券1枚の助成額は500円で、対象地区ごとに町が定めた枚数を交付します。

利用券が使用できる区域は、町内に限ります。

利用できるタクシー会社

- 秩父観光タクシー
- 秩父丸通タクシー

申請

介護保険被保険者証など対象者としての要件を確認できるもの及び印鑑を持参し、健康福祉課福祉介護担当へ申請してください。

※平成28年度分の利用券は使用できません。残券はお返してください。

問合せ 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

4月から福祉の各手当支給額が変わります。

下記の各手当額は、支給額の実質的な価値を維持するために、物価が上昇すれば増額し、下落すれば減額する仕組み(物価スライド制)になっています。これに従い、手当額がそれぞれ、下記のとおり改定されました。

	平成28年度月額		平成29年度月額
児童扶養手当 (全部支給 本体額)	42,330円	→	42,290円
児童扶養手当 (一部支給 本体額)	9,990～ 42,320円	→	9,980～ 42,280円
特別児童扶養手当(1級)	51,500円	→	51,450円
特別児童扶養手当(2級)	34,300円	→	34,270円
特別障害者手当	26,830円	→	26,810円
障害児福祉手当	14,600円	→	14,580円

問合せ 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

国民年金保険料額が変わります

平成29年度の保険料額は月額16,490円(前年度比230円増)です。割引のある前納制度をぜひご利用ください。

【学生納付特例制度】

20歳以上のかたは必ず加入していただくのが国民年金ですが、「学生なので収入がなく、国民年金保険料を払うのが難しい」というかたのために、社会に出てから後払いできる制度です。

・対象となるかた

各種学校(海外の大学など、対象とまらない学校もあります)で1年以上の課程に在籍しているかたで、前年所得による制限があります。

・承認されると

10年間まで納付が猶予され、その間はさかのぼって納付(追納)することができます。

猶予された期間は年金の受給資格期間に算入されません。申請をせず保険料を未納のままにすると、けがや病気による障害や死亡といった不測の事態に年金が受けられない場合があります。

・承認期間

申請時点から2年1か月前までの期間についてさかのぼって申請できます。複数年度の申請をする場合は、年度毎に1枚の申請が必要です。

・申請に必要なもの

学生証や在学証明書または卒業期限が1年以上の過程であることを証明するもの(写し可)

◆ご注意ください

納付猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間(最低25年以上)には算入されませんが、追納しないと年金受給額には反映されません。追納する保険料には、経過した期間に応じて加算額が上乘せられ、経過期間が長いほど加算額が高くなります。

問合せ

秩父年金事務所
☎27-6560

町民生活課
保険年金担当
☎62-1232